

次により、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第29条第3項の規定に基づき、理事会の決議があったものとみなされたので、理事全員の同意及び監事全員の確認があったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が署名押印する。

記

1 理事会の決議があったものとみなされた内容

【議案】 常務理事の選任について

吉村浩氏を常務理事として選任

2 決議事項の提案者

会長 宮川 晴美

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年3月30日（火）

理事全員の同意書及び監事全員の確認書は別添のとおり

4 議事録作成者

会長 宮川 晴美